

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和元年
8月23日
(金曜日)

目次

○告示

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しなれない区域の指定(環境政策課).....

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....

保安林指定の解除(阿武町)(森林整備課).....

道路の区域の変更(道路整備課).....

道路の供用の開始(道路整備課).....

急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....

○公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課).....

契約の締結(水産振興課).....

屋外広告物講習会の開催(都市計画課).....

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....

○公安委告示

警備員指導教育責任者講習の実施.....

○公安委公告

契約の締結.....

山口県告示第百三十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有



害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和元年八月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 形質変更時要届出区域
光市大字光井字武田四七二〇の一部
- 二 特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

山口県告示第百三十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年八月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

名	療	機	在	地	指	定	年	月	日
小松原薬局	療	機	宇部市島三丁目八番一四号	地	令和元、	七、	一		

名	称	主	たる	事	務	所	訪	問	看	護	ス	テ	ー	シ	ョ	ン	所	在	地	指	定	年	月	日
株式会社EDI	名	主	たる	事	務	所	訪	問	看	護	ス	テ	ー	シ	ョ	ン	所	在	地	指	定	年	月	日
HIRON	三〇〇の一	山口市小郡下郷	訪問看護ステーション	三〇〇の一	山口市小郡下郷	令	和	元、	七、	一														

山口県告示第百三十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

令和元年八月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事 業所 所在地	事業の 種類	廃止年月日
企業組合こ ろ大島	大島郡周防大 島町椋野二〇 八の八	大島郡周防大 島町椋野二〇 八の八	訪問看護	平成三一、 三、三一

氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事 業所 所在地	事業の 種類	廃止年月日
企業組合こ ろ大島	大島郡周防大 島町椋野二〇 八の八	訪問看護ス テーションこ ろ大島	大島郡周防大 島町椋野二〇 八の八 介護予 防訪問看護	平成三一、 三、三一

山口県告示第百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和元年八月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る保安林の所在場所
阿武郡阿武町大字木与字大河内一〇一三一・一〇一三二の一・一〇一三五・字才能
一〇一三一の一七・一〇一三一の一九・一〇一三一の二二・字木与谷日平一〇一七八
の五・字木与谷道下一〇一八二の一・一〇一八二の二・字木与谷一〇一八二の四・字
下川平一〇一八六の一（以上一筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び阿武町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和元年八月二十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和元年八月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
山口市若宮町三〇〇の七地先から 同市周布町二四七の二地先まで	最狭 二〇・〇〇	最狭 二九・九〇	三 八七・六	三 八七・六	

山口県告示第百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和元年八月二十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和元年八月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
陶湯田線	山口市若宮町三〇〇の七地先から 同市周布町二四七の二地先まで	令和元年八月二十 四日

山口県告示第百四十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

令和元年八月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
神田町一丁目(2)地区
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号
と五号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	町 名	地 番	標 柱 番 号
下 関 市	神 田 町	二 丁 目	一 号
〃	〃	一 三 七 五 の 一	二 号
〃	〃	一 五 六 の 二	三 号
〃	〃	一 五 六 の 八	四 号
〃	〃	一 三 七 五 の 一	五 号



(八五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成
三十一年三月二十六日山口県公告（七九）に係る大規模小売店舗について次のとおり山
口市から意見を聴きました。

当該意見は、令和元年八月二十三日から同年九月二十四日までの間、山口県商工労働
部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年八月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 スーパードラッグコスモス山口大内店
- 所在地 山口市大内矢田南四丁目三四五の一
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

令和元年八月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- (八六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成
三十一年三月二十六日山口県公告（八〇）に係る大規模小売店舗について次のとおり山
口市から意見を聴きました。
- 当該意見は、令和元年八月二十三日から同年九月二十四日までの間、山口県商工労働
部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年八月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 スーパードラッグコスモス山口大内店
- 所在地 山口市大内矢田南四丁目三四五の一
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(八七) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和元年八月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
農林水産部水産振興課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量
漁業取締船せきしよの定期検査業務（船体部） 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日

- 令和元年六月二十五日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
MHI 下関エンジニアリング株式会社 下関市彦島江の浦町六丁目一六番一号
- 六 落札金額
四千六百四十二万九千二百円
- 七 入札公告日
令和元年五月十四日
- 八 その他
- (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 調達方法
購入等
- (三) 落札方式
最低価格
- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
農林水産部水産振興課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量
漁業取締船せきしょうの定期検査業務(機関部) 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和元年六月二十五日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
富永物産株式会社 東京都中央区日本橋本町三丁目六番二号
- 六 落札金額
二千四百八万四千元
- 七 入札公告日
令和元年五月十四日
- 八 その他
- (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 調達方法

(三) 購入等
落札方式
最低価格

(八八) 屋外広告物講習会の開催

山口県屋外広告物条例(昭和四十一年山口県条例第四十一号)第二十三条第一項の規定に基づき、屋外広告物講習会を次のとおり開催します。

令和元年八月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 講習会の日時及び場所

日	時	場 所
令和元年十月二十八日(月曜日)	午前九時五十分から 午後五時十五分まで	山口市滝町一番一号 山口県庁共用第五会議室

二 講習科目及び時間

科	目	時 間
屋外広告物に関する法令		二
屋外広告物の表示に関する事項		二
屋外広告物の施工に関する事項		二

三 受講の手続

講習を受けようとする者は、山口県屋外広告物条例施行規則(昭和四十二年山口県規則第五号)第十五条に規定する屋外広告物講習会受講申込書に屋外広告物講習会受講手数料三千四百五十円に相当する山口県収入証紙(この収入証紙には、消印をしないこと。)及び写真(縦五・五センチメートル、横四センチメートルとし、申込前六ヶ月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、氏名を記入すること。)を貼って、その者の住所地を管轄する土木事務所の長を経由して知事に提出すること。

四 受講申込書の受付期間

令和元年九月二日(月曜日)から同月三十日(月曜日)まで(郵送の場合は、九月

三十日までの消印のあるものは、有効とする。)
五 その他

- (一) 受講案内及び受講申込書の請求は、山口市滝町一番一号 山口県土木建築部都市計画課又は最寄りの土木事務所にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「屋外広告物講習会」と朱書きし、八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (二) この講習会についての問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三―三三三三)又は最寄りの土木事務所にすること。

(八九) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年八月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
玖珂郡和木町瀬田一丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
広島市中区富士見町一番一号
株式会社アクティブ



山口県公安委員会告示第十八号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和元年八月二十三日

山口県公安委員会

- 一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員
- (一) 日時
- ア 新規取得講習(法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備

員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)第七条第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。)

令和元年十月七日(月曜日)から同月十日(木曜日)までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月十一日(金曜日)の午前九時から午後四時十五分まで

イ 追加取得講習(講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。)

- (一) 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分
- (二) 講習を行う警備業務の区分
- (三) 講習を行う警備業務の区分
- (四) 講習を行う警備業務の区分
- (五) 講習を行う警備業務の区分

法第二條第一項第三号に規定する業務(以下「第三号警備業務」という。)

受講者の定員 二十人

- 二 講習対象者
- (一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

- ア 最近五年間に第三号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)第四条に規定する一級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。)に係る法第二十三條第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)第一条第二項に規定する一級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。)に合格した者
- オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの

- (二) 追加取得講習

第三号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の

三 交付を受けている者であつて、かつ、(一)のイからオまでのいずれかに該当する者
受講申込書の受付期間

令和元年九月九日(月曜日)から同月十三日(金曜日)まで

ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)

(二) 二の(一)のイに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第三号警備業務の従事期間に関する証明書(以下「第三号警備業務従事証明書」という。)、

二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第三号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八

条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八

条の合格証の写し及び第三号警備業務従事証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万八千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万四千元に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余

白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習

令和元年十月七日(月曜日)から同月十日(木曜日)までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月十一日(金曜日)の午前九時から午後五時二十分まで

イ 追加取得講習

令和元年十月十日(木曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同月十一日(金曜日)の午前九時から午後四時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二条第一項第四号に規定する業務(以下「第四号警備業務」という。)

(四) 受講者の定員 二十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

(二) 追加取得講習

第四号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

三 受講申込書の受付期間

令和元年九月九日(月曜日)から同月十三日(金曜日)まで

ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)

(二) 履歴書及び警備業者等が発行する第四号警備業務の従事期間に関する証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万四千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和元年八月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る特定役務の名称及び数量

警察用ヘリコプターの整備及び耐空証明検査業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和元年七月四日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

中日本航空株式会社 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場二番地

六 落札金額

三千六百七十四万円

七 入札公告日

令和元年五月二十四日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

最低価格

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

交通信号灯器 八四九台

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和元年七月十八日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

日本信号株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

六 落札金額

三千三百三十七万二千元

七 入札公告日

令和元年六月四日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格

令和元年八月二十三日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁